

軽量で耐久性に優れた新しい横断歩道橋の床版技術に関する公募要領

1. 公募の目的

国土交通省では、法令に基づく定期点検を平成 30 年度で一巡し、横断歩道橋を含む道路構造物の老朽化の状態を把握してきたところです。社会資本を安全により長く利用するために、その点検・診断結果を踏まえ、適切な補修・補強等の措置を実施していく必要があります。

横断歩道橋については、床版の劣化が進行し、腐食片やコンクリート塊の落下など、第三者被害につながる可能性がある損傷も確認されており、早急に適切な措置を行う必要があります。ただし、床版の損傷箇所の補修を実施していくにあたり、同様の床版構造のままであれば、その構造的な特徴から、腐食片やコンクリート塊の落下が引き続き生じる可能性があります。

このため、補修コストの低減や維持管理の省力化を図るために、第三者被害が生じにくく、補修の際に既存の構造に影響を与えず、点検しやすい床版構造であること等をニーズとし、以下を要件として新たな補修・補強技術を公募します。

2. 公募技術

(1) 公募技術

「軽量で耐久性に優れた新しい横断歩道橋の床版技術」

(2) リクワイアメント

- 1) 材料特性が明らかで保証されていること
- 2) 腐食しない又は腐食しにくい高耐久性を有すること。材料劣化のメカニズムが明らかであること
- 3) 耐久性の確保の方法が明らかであること
- 4) 点検による状態の把握が可能であり、補修や交換の必要性が判断できること
- 5) 群集荷重に対する耐荷力評価式が明らかであること。床版形状と使用材料のパターンが決まっている場合は、そのパターン毎に耐荷力が明らかであること。ただし、立体横断施設技術基準 (S53.3) II 横断歩道橋編の規定に従い必要な耐荷力を有していること。
- 6) 従来の床版 (320kg/m²) よりも軽量であること
- 7) 従来の床版よりも安価に施工・維持管理できること
- 8) 床版の交換方法が明らかであること
- 9) 施工品質が確かであり、施工品質の確認方法が明らかであること

(3) 応募技術の条件等

- 1) 技術基準との適合性の評価の過程において、係わる者に対して、応募技術の内容を開示しても問題ないこと
- 2) 技術内容、試験結果のデータ等について公表することに対して問題ないこと
- 3) 応募技術等に係わる特許等の権利について問題が生じないこと
- 4) 「3. 応募資格等」を満足すること

3. 応募資格等

応募者は、以下の3つの条件を満足するものとする。

- 1) 応募者自らが公募技術の開発を実施した「個人」及び「民間企業」であること。
- 2) 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間企業」であること。

なお、行政機関^{*}、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研究者として応募することができるものとする。

^{*}「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- 3) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法は e-mail または郵送、持参によるものとする。

(2) 提出先

e-mail : hqt-tenkengi.jutsu@gxb.mlit.go.jp

住所 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 道路局 国道・技術課 横断歩道橋床版新技術公募担当 宛

5. 公募期間

令和元年12月11日（水）～令和2年1月14日（火）

（郵送による提出の場合は、締め切り日当日必着とする。）

6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、追加の資料提出やヒアリング等を実施することがある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について別途通知する。

7. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格等に適合していること
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと

(2) 選定結果の通知・公表

応募者に対して選定結果を文書で通知する。また、選定された技術については国土交通省ホームページ上で公表することがある。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が虚偽その他不正な手段により決定されたことが判明したとき
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき
- 3) その他、決定通知の取り消しが必要と認められたとき

8. 費用負担

応募資料の作成、提出、リクワイアメントに対する必要な試験・調査及び結果の提出に要する費用は、原則、応募者の負担とする。

9. その他

- (1) 応募資料は、技術基準との適合性評価以外に無断使用は行わない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (4) 募集内容に関する問い合わせについては、以下の通り受け付ける。
 - 1) 問い合わせ先および資料提出先
住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省 道路局 国道・技術課 横断歩道橋床版新技術担当 宛
TEL:03-5253-8494、FAX:03-5253-1620
e-mail: hqt-tenkengijutsu@gxb.mlit.go.jp
令和元年12月11日(水)～令和2年1月14日(火)
(土・日・休日を除く平日の9:30～17:00 までとする。ただし12:00～13:00 は除く)
 - 2) 受付方法
面談、電話、FAX、e-mail(様式自由)にて受け付ける。